



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 堀内美智子

〒520-0044
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 Eメールアドレス shigakai@mx.biwa.ne.jp
 URL <http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/>

謹賀新年

平成二十一年 元旦

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆
 役員一同

竹生島と伊吹山(滋賀県提供)

次世代を 切り開くために

滋賀県行政書士会
 会長 盛武 隆



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には輝かしい新年をお迎えのことと拝察し心よりお慶び申し上げます。

昨年は会員の皆様の業務が円滑に遂行できる事を願って、さまざまな環境の整備に努めて参りました。本年も各種研修事業、各種相談事業、法改正や新規業務の情報提供、損害賠償責任保険等の会員支援事業を引き続き推進して参る所存であります。

会員の皆様がこれらの機会を活用し、自ら資質向上や能力担保等の措置を講じ、サービスの向上に努められることによって、多岐にわたる許認可申請等における代理手続が、国民生活に定着することを祈念申し上げる次第であります。

平成20年度事業推進にあたっては様々な改革を行いました。各部は積算根拠に基づく事業を執行し、理事・部長・支部長は役員メーリングリストを活用して事業や予算の執行状況、滋賀会や日行連の提供する様々な情報等を相互共有し、かつ、会議等に必要資料や意見の事前摺り合わせ等、よりタイムリーな情報に基づき、役員一丸となって組織運営を行って参りました。

具体的には、事務局を単なる事務処理の拠点にとどめることなく、行政書士制度構築の戦略・戦術拠点とする改善と改革を行いました。事務局は、ADRセンター滋賀と各種相談業務のための相談室の併置、外部に依存していた研修会場や各種会議室への転用、各部の資料整備コーナー、会員のニーズに合わせたフレキシブルな利用スペースの確保等、いまや会員の皆様の支援体制をさらに向上させる拠点へと変貌しております。

あわせて、聴聞・弁明の代理やその他の業務に必要な法令・業務情報等のコンテンツ所在情報等を提供すべく、ホームページを改造しているところであります。

本年もこれらの諸施策を通じて行政書士制度のあるべき「かたち」の実現に向けて取り組みます。会員の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。